



インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザは学校感染症に指定されており、
 「発症した後5日を経過し、かつ解熱したあと2日を経過するまで」出席停止となります。
 インフルエンザと診断された場合には、学校に連絡をお願いします。なお、この間は欠席扱いにはなりませんので、ゆっくり静養してください。

「インフルエンザ出席停止期間の基準」早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日を経過した後	
 Aくん	発症後1日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後4日目	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
 Bくん	発症後2日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	発症後5日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
 Cさん	発症後3日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可能
 Dさん	発症後4日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止
 Eくん	発症後5日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後1日目	解熱後2日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止

学校保健安全法施行規則の改正により、インフルエンザの出席停止期間の基準が「解熱後2日を経過するまで」から「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日(幼児にあっては3日)を経過するまで」と変わりました。

発症した日からかぞえると、6日間の出席停止が必要ということになります。その後は、解熱した日によって出席停止日が延期されていきます。

出席停止の期間中は、家庭で安静に過ごしましょう。

※登校する場合は、下記の「受診結果報告書」に保護者の方で記入し、担任の先生に提出をお願いします。(受診結果報告書は普天間小学校のホームページからダウンロードすることもできます。)

学校長 殿

インフルエンザ受診結果報告書

普天間小学校 年 組

氏 名 _____

平成 年 月 日()病院受診の結果インフルエンザと診断されました。

発症した日 (月 日) 熱(度)

平熱にもどった日(月 日)

その他の症状 ()

出席停止期間を厳守し、完治しましたので登校させます。

平成 年 月 日 保護者氏名 _____ 印